

毎週火、金曜日発行（但休日に行わぬときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物の認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 国民健康保険規約の認可

生活保護法による医療機関の指定  
代表者会議の区域の一部改正  
昭和三十一年三月定例県議会で議決を経た歳入歳出予算等

◇教委告示 臨時教育委員会の招集  
◇公告 准看護婦試験の実施

## 告示

### 鳥取県告示第百五十一号

国民健康保険を行う八頭郡八頭村に対し町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）第十八条第三項の

規定に基き、八頭村国民健康保険規約の制定を昭和三十一年三月十五日認可した。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県告示第百五十二号

国民健康保険を行う岸本町に対し国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基き、岸本町国民健康保険規約を昭和三十一年三月一日認可した。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 鳥取県告示第百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名 名 称

精神科、神経科 倉吉精神病院

内科、小児科 米子医療生活協同組合箕蚊屋診療所

内科、小児科 山根 医院

所在地 指定年月日

倉吉市大字山根四三 昭和三十一年四月一日

米子市箕蚊屋二九七 二月十五日

鳥取市賀露町九九九 " 三月二十四日

鳥取県告示第百五十四号

昭和二十九年七月鳥取県告示第三百六十八号（農業委員  
会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の  
一部を昭和三十一年四月一日次のように改めた。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

区域名及び区域内町村中

「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村名和町、大  
山村大山町、淀江町、境港町」

「西伯郡東部地区 西伯郡のうち逢坂村、名和町、  
大山町、淀江町」

「米子市地区 米子市一円」を

「米子境港地区 米子市及び境港市の区域」に改め  
る。

鳥取県告示第百五十五号

昭和三十一年三月二十二日定例県議会の議決を経た昭和  
三十一年度鳥取県歳入歳出予算、昭和三十一年度特別会  
計災害救助基金歳入歳出予算、同母子福祉資金貸付事業  
費歳入歳出予算、同学校生徒奨励資金歳入歳出予算、同  
県立学校実習費歳入歳出予算、同印刷事業費歳入歳出予  
算、同用品調達事業費歳入歳出予算、同畜牛増殖奨励事  
業費歳入歳出予算、同無畜農家解消事業費歳入歳出予算、  
同県立中央病院事業費歳入歳出予算、同発電事業費歳入  
歳出予算及び昭和三十年鳥取県歳入歳出追加更正予算、  
昭和三十年度特別会計災害救助基金歳入歳出追加予算、  
同母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算、同就学奨  
励資金歳入歳出追加予算、同印刷事業費歳出更正予算、

同用品調達事業費歳入歳出追加予算、同無畜農家解消事  
業費歳入歳出追加更正予算、同県立中央病院事業費歳入  
歳出追加更正予算、同発電事業費歳入歳出追加更正予算  
並びに昭和三十一年度鳥取県歳入歳出追加予算、昭和三十  
一年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加予算  
は次のとおりである。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和31年度鳥取県歳入歳出予算

款 項	科 目	入 出	予 算 額	予 算 額
			千円	円
1	県 税		474,688	
1	普 通 税		472,818	
2	旧法による税		1,250	
2	地方譲与税		167,200	
1	入場譲与税		111,615	
2	地方道路譲与税		55,585	
3	地方交付税			1,844,000
1	地方交付税			1,844,000
4	公企業及び財産収入			30,537
1	財産収入			28,137
2	当せん金附証券売上収入			2,400
5	分担金及び負担金			38,173
1	分 担 金			800
2	負 担 金			37,373
6	使用料及び手数料			223,861
1	使 用 料			173,802
2	手 数 料			50,059
7	国庫支出金			2,003,248
1	国庫負担金			834,885
2	国庫補助金			1,113,588
3	委託金			54,780
8	寄 附 金			105,248
1	寄 附 金			105,248
9	繰 入 金			100

特別會計繰入金	繰越金	前年度繰越金	雑收入	納付金	弁償金及び報償金	償還金	延滞金	物品売却代金	雑入	県債	県債	歳入合計	歳入合計	歳出	科目	予算	額	千円	門
1	100	100	140,925	24,000	3,932	7,340	2,200	57,585	45,868	424,540	424,540	5,452,000	5,452,000	2	公聴会費	50			
10	繰越金	100												3	県庁費	694,537			
11	雑收入	100	140,925											1	果職員費	673,387			
1	納付金	24,000		24,000										2	監査委員費	4,147			
2	弁償金及び報償金	3,932			3,932									3	人事委員費	5,074			
3	償還金	7,340				7,340								4	東京事務所費	3,802			
4	延滞金	2,200					2,200							5	諸費	8,127			
5	物品売却代金	57,585						57,585						3	警察消防費	264,875			
6	雑入	45,868							45,868					1	公安委員會費	2,767			
12	県債	424,540								424,540				2	警察職員費	212,684			
1	県債	424,540								424,540				3	警察行政費	48,994			
1	歳入合計	5,452,000								5,452,000				4	消防費	430			
1	歳入合計	5,452,000								5,452,000				4	土木費	875,375			
1	歳入合計	5,452,000								5,452,000				1	道路橋梁費	386,500			
1	歳入合計	5,452,000								5,452,000				2	河川費	101,249			
1	歳入合計	5,452,000								5,452,000				3	港湾費	48,755			
2	歳入合計	5,452,000								5,452,000				4	砂防費	133,869			
2	歳入合計	5,452,000								5,452,000				5	都市計画費	55,210			

6	災害復旧費	116,810												2	社会福祉費	18,834			
7	建築費	29,769												3	児童保護費	58,353			
8	土木諸費	3,232												4	婦人児童福祉費	8,367			
5	教育費	1,823,596												5	国民健康保険費	9,780			
1	教育委員費	62,783												6	世話費	1,925			
2	小学校費	807,957												7	労務費	6,536			
3	中学校費	458,536												8	職業安定費	50,260			
4	高等学校費	375,000												7	保健衛生費	78,080			
5	盲ろうお学校費	19,512												1	保健所費	10,530			
6	図書館費	6,105												2	予防衛生費	56,371			
7	博物館費	857												3	公衆衛生費	4,880			
8	社会教育費	2,667												4	衛生研究所費	1,699			
9	教育研究指導費	3,513												5	医務費	1,181			
10	体育保健費	7,532												6	薬務費	995			
11	教育施設費	76,416												7	衛生諸費	2,424			
12	教育諸費	2,698												8	産業經濟費	842,171			
6	社会及び労働施設費	286,642												1	農政費	83,879			
1	生活保護費	132,587												2	農業改良費	34,442			



昭和31年度特別会計				昭和31年度特別会計			
学校生徒奨励資金歳入歳出予算				昭和31年度特別会計			
款	項	科目	目	子	算	額	千円
1	歳入	公企業及び財産収入		8		427	
1	1	諸収入		8		13,601	
2	繰越金			398		85	
1	1	前年度繰越金		398		192	
	歳入合計			406		14,220	
	歳出						
1	奨励費			406			
1	1	奨励費		406		14,220	
	歳出合計			406		14,220	
昭和31年度特別会計				昭和31年度特別会計			
県立学校実習費歳入歳出予算				印刷事業費歳入歳出予算			
1	歳入	県立学校実習費				427	
1	1	県立学校実習費				13,601	
2	繰越金					85	
1	1	使用料及び手数料				192	
	歳入合計					14,220	
	歳出						
1	県立学校実習費						
1	1	県立学校実習費				14,220	
	歳出合計					14,220	

昭和31年度特別会計				昭和31年度特別会計			
用品調達事業費歳入歳出予算				昭和31年度特別会計			
款	項	科目	目	子	算	額	千円
1	事業収入			5,600		10,000	
1	1	事業収入		5,600		10,000	
2	繰越金			70		1,740	
1	1	前年度繰越金		70		1,740	
3	雑収入			30		1,200	
1	1	雑収入		30		1,200	
	歳入合計			5,700		6,698	
	歳出						
1	事業費			5,600			
1	1	事業費		5,600		18,038	
2	諸支出金			100		1,600	
1	1	諸支出金		100		1,600	
	歳出合計			5,700		19,638	
昭和31年度特別会計				昭和31年度特別会計			
用品調達事業費歳入歳出予算				用品調達事業費			
1	用品収入					10,000	
1	1	用品収入				10,000	
2	自動車収入					1,740	
1	1	自動車収入				1,740	
3	繰越金					1,200	
1	1	繰越金				1,200	
4	雑収入					6,698	
1	1	雑収入				6,698	
	歳入合計					19,638	
	歳出						
1	用品調達事業費						
1	1	用品調達事業費				18,038	
2	予備費					1,600	
1	1	予備費				1,600	
	歳出合計					19,638	



歳入合計	歳出	予算額 千円	手数料
547,955			1,150,030
1 歳入	1 歳出		7 国庫支出金
4 公企業及び財産収入	1 財産収入	87,452	△ 42,546,355
5 分担金及び負担金	1 負担金	△ 1,172,500	1 国庫負担金
6 使用料及び手数料	1 使用料	2,564,287	2 国庫補助金
		1,414,257	3 委託金
			8 寄附金
			1 寄附金
			11 雑収入
			2 弁償金及び報償金
			3 償還金
			4 延滞金
			5 物品売却代金
			6 雑収入
			12 県債
			1 県債
			歳入合計
			△ 30,124,529

歳入	歳出	今回追加更正予算額	手数料
1 歳入	1 歳出		5 郷市計画費
1 県会議費	1 県会議費	0	6 災害復旧費
2 県庁費	1 県職員費	3,275,928	△ 4,790,000
3 監査委員費	2 監査委員費	48,000	7 建築費
4 人事委員会費	3 人事委員会費	0	△ 166,000
4 地方事務所費	4 地方事務所費	△ 425,000	8 土木諸費
3 警察消防費	2 警察消防費	4,939,000	5 教育費
2 警察職員費	3 警察職員費	2,909,000	1 教育委員会費
3 警察行政費	4 警察行政費	1,880,000	3 小学校費
4 消防費	4 消防費	150,000	4 中学校費
1 土木費	1 土木費	△ 35,848,000	5 高等学校費
1 道路橋梁費	1 道路橋梁費	7,000,000	6 定時制高等学校費
2 河川費	2 河川費	△ 16,720,000	7 通信教育費
3 港湾費	3 港湾費	△ 6,303,000	8 盲乙乙学校費
4 防砂費	4 防砂費	△ 15,140,000	9 図書館費
			10 図書館費
			11 社会教育費
			12 教育研究指導費
			13 体育保健費
			14 教育施設費
			△ 1,860,000

15	教育諸費	10,000		2	農業改良費	△ 9,707,000
	社会及び労働施設費	3,560,000		3	林業費	△ 15,820,150
6	生活保護費	3,232,000		4	水産業費	538,000
1	社会福祉費	△ 1,260,000		5	蚕業費	28,580
2	児童保護費	421,000		6	畜産業費	△ 998,165
3	婦人児童福祉費	140,000		7	商工業費	2,599,109
4	国民健康保険費	318,000		8	観光事業費	0
5	世話費	75,000		9	農地開拓事業費	2,897,070
6	労政費	160,000		10	耕地事業費	△ 51,575,000
7	職業安定費	474,000		10	統計調査費	92,000
8	保健衛生費	3,020,000		10	統計調査費	92,000
1	保健所費	683,000		11	選挙費	4,790,000
2	予防衛生費	2,057,000		1	選挙管理委員会費	10,000
4	衛生研究所費	597,000		2	県会議員選挙費	△ 226,000
5	医務費	15,000		3	参議院議員選挙費	5,006,000
7	衛生諸費	312,000	△	13	諸支出金	3,052,000
1	産業経済費	△ 64,960,457		2	徴税費	0
8	産業経済費	7,077,099	△	3	地方振興費	678,000

4	果敢企画調査費	179,000		1	災害救助費	1,540,000
6	渉外費	61,000		4	歳出合計	1,540,000
7	繰出金	2,134,000				
	歳出合計	△ 30,124,529	△			
昭和30年度特別会計				昭和30年度特別会計		
災害救助基金歳入歳出追加予算				母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加予算		
歳入				歳入		
1	公企業及び財産収入	1,408,000	今回追加予算額	4	繰越金	4,077,126
1	諸収入	35,000		1	前年度繰越金	407,126
2	償還金	1,373,000		1	雑収入	86,940
	繰越金	132,000			雑収入	86,940
1	前年度繰越金	132,000			歳入合計	494,066
	歳入合計	1,540,000				
歳入合計				歳入合計		
1	災害救助費	1,540,000	今回追加予算額	1	母子福祉資金貸付事業費	494,066
	歳出合計	1,540,000		1	事業費	494,066
					歳出合計	494,066

昭和30年度特別會計			就学奨励資金歳入歳出追加予算		
款	項	科目	入	出	今回追加予算額
2	1	国庫支出金	163,000		
	1	補助金	163,000		
		繰越金	12,000		
3	1	前年度繰越金	12,000		
		入合計	175,000		
		歳入合計	175,000		
1	1	就学奨励事業費		175,000	
	1	事業費		175,000	
		出合計		175,000	
		歳出合計		175,000	
昭和30年度特別會計			印刷事業費歳出更正予算		
1	1	事業費			
	1	事業費			
		出合計			
		歳出合計			
昭和30年度特別會計			用品調達事業費歳入歳出追加予算		
1	1	事業費			
	1	事業費			
		出合計			
		歳出合計			
4	1	雑収入		411,000	
	1	雑収入		411,000	
		入合計		411,000	
		歳入合計		411,000	
1	1	用品調達事業費			
	1	用品調達事業費			
		出合計			
		歳出合計			

昭和30年度特別會計			無畜農家解消事業費歳入歳出追加更正予算		
款	項	科目	入	出	今回追加更正予算額
1	1	繰越金	5,548		
	1	前年度繰越金	5,548		
2	1	雑収入		3,650,000	
	1	物品売払代金		3,792,000	
	2	弁償金及び報償金		47,000	
	3	過年度収入		189,000	
		入合計		3,644,452	
		歳入合計		3,644,452	
1	1	事業費			
	1	事業費			
		出合計			
		歳出合計			
昭和30年度特別會計			果立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算		
3	1	繰入金		2,134,000	
	1	一般会計繰入金		2,134,000	
		入合計		2,134,000	
		歳入合計		2,134,000	
1	1	果立病院費			
	1	病院費			
		出合計			
		歳出合計			
昭和30年度特別會計			発電事業費歳入歳出追加更正予算		
4	1	果債			
	1	果債			
		入合計			
		歳入合計			
		出合計			
		歳出合計			



### 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県教育委員会委員長 大島 高蔵

一日 時 昭和三十一年四月十九日 午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会 会議室

一議題 事務局人事について

### 公 告

保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和三十一年四月十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

#### 一 試験場所

第一生命ビル三階（鳥取市元魚町二丁目三八）

#### 二 試験日時

昭和三十一年四月二十六日（学科）九時から  
昭和三十一年四月二十七日（実地）九時から

#### 三 試験科目

- 解剖生理
- 細菌及び消毒法
- 個人衛生
- 食餌療法
- 薬理概論
- 一般看護法（理論及び実地）
- 看護史及び看護倫理
- 看護の原理及び実際
- 内科疾患及び看護法
- 外科疾患及び看護法
- 小児科及び看護法
- 産婦人科疾患及び看護法
- 眼科、齒科及び耳鼻いんこう科疾患
- 皮膚泌尿器科疾患

#### 四 受験資格

- 1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者（試験当日まで二年修業見込の者を含む）
- 2 厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）
- 3 (1) 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（試験当日までに三年以上修業見込の者を含む）  
(2) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（試験当日までに卒業見込の者を含む）
- 4 (1) 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者  
(2) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち四の3の(1)に該当しない者

で厚生大臣の定める基準に従い知事が適当と認められた者

- 5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内に在つて、昭和二十八年三月二十三日以降引き揚げた者で当該地において保健婦、助産婦、看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条又は第六条に規定する業務を行つていたものうち、准看護婦試験受験の当日において満十七年以上の者であつて満州、中国本土等の地域内において引き続き三年以上いむゆる看護の業務に従事しており且つ保健婦、助産婦、看護婦法第二十三条に規定する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者であると知事が認められたもの
- 五 試験の方法  
学科試験及び実地試験とする。
- 六 受験願書の提出期限

昭和三十一年四月二十三日までとし期限経過後の願書は受理しない、但し郵送の場合は四月二十三日付の消印のあるものは受理する。

七 受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課(鳥取市東町九九、一〇〇)

八 受験手数料

受験手数料として四百円に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはつて納付すること。但し県外から受験しようとするときは現金又は普通爲替で送付すること。既納の手数料は返還しない。

九 提出書類

- 1 受験願書(別記様式一)
- 2 履歴書(別記様式二)
- 3 写真(手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでその裏面には、撮影年月日及び氏名を記載したもの)
- 4 (イ) 四の1又は2若しくは3の(イ)に該当する者は、修業証明書(修業見込証明書)又は卒業証明書(

卒業見込証明書

(四) 四の3の(イ)に該当する者は、外国の看護婦学校(修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認められた書類の写

(イ) 四の4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

5 四の5に該当する者は、次に掲げる証明書を添付すること。

(イ) 被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者例えば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は、診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者で被証明者との関係が明らかであるものの証明書

- (ロ) 保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類
  - (イ) 証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり且つ証明の内容が証明者の確実に証明し得る範囲内のものであること。
  - 6 戸籍抄本
  - 十 受験票の交付
- 受験票は試験当日試験場所受付において交付する。

様式一

准看護婦試験受験願

本籍 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

氏名 (ふりがな) \_\_\_\_\_

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

右 氏 名 〇

鳥取県知事 殿

「備考」用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

